

## 登録商標使用許可に関する覚書

株式会社エナジック（以下「甲」という）と、サナステック株式会社（以下「乙」という）は甲が所有する登録商標の使用について本覚書を確認し締結する。

### 第1条（目的）

本覚書は甲並びに乙が互いに協力し、還元水生成器の米国における普及を目的として、甲がその権利を所有する登録商標の使用を乙に対して許可するものとする。

### 第2条（登録商標）

対象は、甲が米国にて権利を所有する登録商標“KANGEN WATER”とする。

### 第3条（乙の責務）

乙はこの登録商標を使用するにあたり、甲またはその関連会社の不利益にならないよう最大限の注意を払うこととする。また、乙はその取引先にこの登録商標を使用させる場合においても、同様に最大限の注意を払わせることとする。

### 第4条（許可の解除）

乙またはその取引先の登録商標使用状況が著しく不適切であり、明らかに不利益を被っている場合、甲は乙に対し文章での警告を発することができ、また、乙またはその取引先がこれに従って是正しない場合、甲はその使用許可を取り消すことができる。

### 第5条（期間）

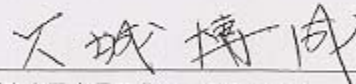
本覚書の有効期間は締結日より3年間とする。但し、期間満了の3ヶ月前までに甲乙いずれからも何らかの申し出がない場合には、1年延長されるものとする。

### 第6条（協議）

本覚書にない事項に関して疑義の発生した場合には、甲乙とも信義誠実の原則に従い誠意を持って協議するものとする。

2009年 / 月 / 日

甲：東京都中央区京橋1-1-6越前屋ビル7F  
株式会社エナジック 代表取締役 大城博成



乙：大阪府交野市星田北1-38-17  
サナステック株式会社 代表取締役 奥村一彦

